

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第66号）（行財政局人事部人事課）

地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」といいます。）を設立することに伴い、機構の職員となる本市の職員に対し退職手当を支給しないこととする等の必要があるので、次の措置を講じることとしました。

- 1 機構に勤務する者（役員を除きます。以下「機構職員」といいます。）が、機構の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、職員の退職手当の算定の基礎となる在職期間に、その者の機構職員としての引き続いた在職期間（当該在職期間以外の期間のうち、機構の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含みます。）を含めることとしました。
- 2 職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて機構職員となるため退職し、かつ、引き続いて機構職員となった場合において、その者の職員としての在職期間が、機構職員に対する退職手当に関する規定により、機構職員としての在職期間に通算されることとなるときは、原則として、退職手当を支給しないこととしました。
- 3 次に掲げるときは、退職手当を支給しないこととしました。
  - (1) 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が機構職員となったとき。
  - (2) 平成23年3月31日に一般職の任期付職員が退職し、かつ、同年4月1日に機構職員として採用されたとき。

上記1及び2の措置は平成23年4月1日から、上記3の措置は公布の日から実施することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第 66 号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「及び職員」を「、職員」に改め、「地方公務員等としての引き続いた在職期間」の右に「及び地方独立行政法人京都市立病院機構（以下本則において「機構」という。）に勤務する者（役員を除く。以下本則において「機構職員」という。）が、機構の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の機構職員としての引き続いた在職期間」を加え、「又は地方公共団体等」を「、地方公共団体等又は機構」に改める。

第17条に次の1項を加える。

3 職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて機構職員となるため退職し、かつ、引き続いて機構職員となった場合において、その者の職員としての在職期間が、機構職員に対する退職手当に関する規定により、機構職員としての在職期間に通算されることとなるときは、別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則に次の1項を加える。

5 次に掲げるときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- (1) 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が地方独立行政法人京都市立病院機構に勤務する者（役員を除く。以下「機構職員」という。）となったとき。
- (2) 平成23年3月31日に京都市任期付職員の採用に関する条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員が退職し、かつ、同年4月1日に機構職員として採用されたとき。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（行財政局人事部人事課）